

京都市会訓令甲第1号

市会事務局

市会事務局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

京都市会議長 中村 三之助

第9条第3項中「主管事務につき」の右に「， 広報担当課長」を， 「担当係長」の右に「が代決し， 課長及び広報担当課長に共に事故があるときは， 主管事務につき， 課長補佐， 担当課長補佐， 係長又は担当係長」を加える。

第9条を第10条とし， 第8条を第9条とし， 第7条を第8条とし， 第6条の次に次の1条を加える。

(広報担当課長専決事項)

第7条 広報担当課長の専決事項は， 次のとおりとする。

- (1) 担当事務に係る軽易な申請， 届出， 報告， 照会， 回答， 通知等に関する事。
- (2) 担当事務に係る証明に関する事。
- (3) 前2号に掲げる専決事項のほか， 担当事務に係る軽易な事務事業の計画及び実施に関する事。

附 則

この訓令は， 平成27年4月1日から施行する。

(市会事務局総務課)